

みらい1分ニュースレター

2009/9/14 第11号

毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

税制優遇措置には、政府が振興・発展させたいとする分野が自ずと反映されます。

中国ではブロードバンド及びモバイル加入者の増加に伴い、オンラインゲーム業界も大きな進歩を遂げています。この政策で恩恵を受ける企業も多いでしょう。

みらいコンサルティング(株) 国際部
中国ニュース配信サービス事務局



Peoples Republic of China

テーマ

アニメ・マンガ産業を支援する 税収政策に関する通知

←ポイント

- ✓ 公布部門: 財政部国家税務総局
- ✓ 発 布: 2009年7月17日
- ✓ 目 的: アニメ・漫画は中国では絶大な支持を得ているものの、日本などのアニメ大国と比較すると、まだまだ遅れているのが実状です。このため、政府は税金の優遇など様々な支援政策を実施してきました。今回の通知は従来の政策を更に明確にし、アニメやマンガ産業を発展させることを目的としています。

←解説

◆ [増値税は17%から3%に軽減される]

* 増値税の税率は17%であるが、アニメやマンガの製作会社は自社で開発したソフトを販売する場合、2010年12月31日までそのソフトの売上の14%に相当する増値税額は即時に還付される。

還付税額 = 納付した増値税 - 増値税課税標準 × 3%

* 上記ソフトが優遇の対象かどうかは『文市発[2008]51号』により規定されている。

◆ [ハイテク企業と認定される会社の法人税は25%から15%に軽減される]

上記会社が法人税法第28条に規定する「一定のハイテク企業」に認定されると、法人税率は25%から15%に軽減される。

◆ [営業税は暫定的に5%から3%に軽減される]

上記会社に編集・デザインなどの役務を提供する場合、その役務の提供にかかる営業税率は2010年12月31日まで3%に軽減されることとなる。


◆ [輸入関税・増値税の優遇政策を受けることができる]

国务院に認定されているアニメやマンガの製作会社は自社で開発・生産をする際に一定の商品を輸入しなければならない場合、輸入関税及び増値税の優遇政策を受けることができる。なお、どのような商品が対象になるか、またどのような手続きが必要かは、上記の『文市発[2008]51号』に規定されている。

◀用語解説▶

● 増値税…日本の消費税に似た付加価値税。物品の売買、加工・修理役務に対して課税され、納税時に受け取った増値税と支払った増値税の差額を納税する。● 営業税…サービス等の役務提供に課税される。なお、免税になっているものを除き、取引毎に増値税と営業税のいずれかが課税される。両方の税金が一度に課税される取引はない。

執筆: 潘 姝蓉 (pan shu rong)

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>

税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)

◇〔大阪支社〕大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 サンキュービルディング4階 TEL: 06-4705-7010

